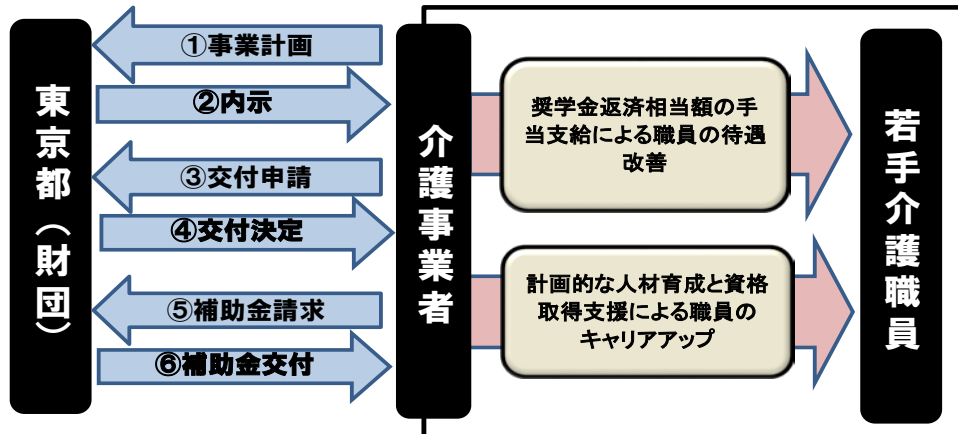


事業概要

【事業概要図】



【対象事業所】

2019年4月1日現在、「介護職員処遇改善加算Ⅰ」を取得しており、かつ「資格取得支援制度(介護職員初任者研修、実務者研修及び介護福祉士国家試験)」を有する都内の介護保険事業所等
 ※資格取得支援制度については、2019年4月2日以降に制度を創設した場合であっても、2019年4月1日から適用する場合は対象となります。

【手当支給対象者】

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者。

(1) 次の①～⑤の要件をすべて満たす者。 ① 2019年4月1日現在、学校等を卒業してから5年間を経過していないこと。 ② 2019年1月2日から2020年1月1日までに補助対象事業所に常勤の介護職員(有期雇用を除く)として採用されること。 ③ 介護福祉士となる資格を有していないこと。 ④ 奨学金を返済していること。 ⑤ 補助対象事業所に在籍していること。	(2) 次の①～④の要件をすべて満たす者。 ① 2018年度の本事業の対象者であった者。 ② 奨学金を返済していること。 ③ 補助対象事業所に在籍していること。 ④ 常勤の介護職員(有期雇用を除く)として勤務していること。
---	---

【補助額】

事業者が支給した額の全額(1人当たり月5万円・年60万円を上限)

【補助期間】

1人当たり5年間を上限

(介護職員初任者研修を1年以内、実務者研修を3年以内に修了することを条件とする。また、介護福祉士試験を4年及び5年以内に受験することを条件とする。)

【対象となる介護サービス事業の一覧】

サービスの種類	
訪問介護	看護小規模多機能型居宅介護
(介護予防)訪問入浴介護	(介護予防)認知症対応型共同生活介護
通所介護	(介護予防)認知症対応型通所介護
(介護予防)短期入所生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護
(介護予防)短期入所療養介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
(介護予防)通所リハビリテーション	地域密着型通所介護
(介護予防)特定施設入居者生活介護	介護老人福祉施設
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護老人保健施設
夜間対応型訪問介護	介護医療院
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	介護療養型医療施設

※介護保険法(平成9年法律第123号)第72条の2の規定による共生型サービスは除く。